

全 建 事 発 第 1 3 0 号  
令 和 7 年 1 月 2 9 日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤男  
〔公印省略〕

令和六年能登半島地震の被災地域における  
経営事項審査の取扱いについて（周知依頼）

平素は本会の活動につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、令和6年9月18日付全建事発第072号にてお知らせしたところですが、経営事項審査の有効期間の再延長に関する措置については、令和7年3月31日をもって満了するため、令和7年4月1日からは、有効期間の再延長の対象となっている建設企業においても、建設業法第27条の23第1項の政令で定める建設工事を発注者から直接請け負おうとする場合には、建設業法施行規則第18条の2の規定に従い、建設工事について発注者と請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならないこととなるため、余裕をもって経営事項審査を受審するよう、国土交通省より通知（別添）がありました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へ本件について周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以 上

別添 国土交通省通知文  
参考 前回国土交通省通知文（令和6年8月30日）

（担当）事業部 三浦  
TEL 03-3551-9396  
FAX 03-3555-3218  
メール jigyo@zenken-net.or.jp